

【日本に来たら行う手続きについて】立命館大学で学ぶ前に行う手続き

立命館大学へのご入学おめでとうございます。

この資料では、日本に来た外国人留学生の皆さんが日本での生活を始めるにあたってしなくてはならない手続きを説明します。

<日本に来たばかり・帰ってきたばかりの人は、(STEP1)に移る前に以下の行動制限に従ってください。>

3 月 24 日現在、日本政府は国籍を問わず、海外から渡航してきた全ての入国者に対し、以下のことを求めています。

※入国後の行動制限は変更となる可能性もありますので、必ず渡航直前に現地日本国大使館および[厚生労働省ホームページ](#)にて、入国にあたって求められる行動制限については確認をしておくようにしてください。

- 検疫所長が指定する場所（ホテルや自宅など）で入国の次の日から起算して 14 日間待機し、他者との接触を避けること
 - 到着する空港等から、その待機場所までは、公共交通機関を使用せずに移動すること
 - 入国後 14 日間は、日本入国時に検疫所へ提出した「[誓約書](#)」の誓約事項に従った行動をとること
- ※誓約に違反した場合は、氏名と国籍などの公表、停留の対象となる可能性があります。また、外国人の場合は在留資格取消手続や退去強制手続などの対象となる可能性があります

上記の行動制限が求められておりますので、入国から 14 日が経過していない中で家を探しに行ったり、区役所に行ったり、大学に行ってはいけません。

(STEP1) 家を探す

現在まだ住む家が決まっていない新入生は、以下の WEB サイトを是非参考にしてください。

※物件の内覧は、自主隔離期間が終わってから行うようにしてください。

① [京都市国際交流協会ホームページ「住まい・引越し」](#)

…外国人のためのお部屋探しサイトの紹介や、外国語が通じる京都市内の不動産会社を掲載しています。

② [立命館大学生生活協同組合（衣笠住まい探しセンター）](#)

…衣笠住まい探しセンターが大学のキャンパス内にあるので、入居後も相談しやすいというメリットがあります。



(STEP2) 区役所で以下(1)～(3)の手続きを行う

(1) 住民登録をする

在留資格を有する外国人は、来日した時と住所が変わった時に、住んでいる地域の市役所／区役所等で必ず住所の届出をする義務があります。住所を定めてから 14 日以内に届出をしてください。

手続きの詳細は、[京都市国際交流協会のホームページ](#)に詳しく書かれているので、参考にしてください。

(2) 国民健康保険に加入する

国民健康保険は、日本の公的医療保険制度です。3 か月以上日本に在留する外国人は、必ず加入する必要があります。国民健康保険に加入すると、国民健康保険料を支払う必要がありますが、病院で診察、治療を受けた場合、医療費の自己負担が原則 3 割になります。

区役所で加入手続きが可能なので、(1)の住民登録と同時に手続きを行いましょう。

詳細については、[京都市国際交流協会のホームページ](#)、もしくは[立命館大学国際教育センターの資料](#)をご確認ください。

(3) 国民年金に加入する

国民年金に加入すると高齢になったときや障害を持ったときなどの万一の場合に、所得の保障が受けられます。

日本国内に居住する 20 歳以上～60 歳未満の人は、外国人を含み、必ず国民年金に加入しなければなりません。

国民年金は保険料を支払う必要がありますが、学生の場合は保険料の支払いが猶予される「[学生納付特例制度](#)」があるので、区役所にて手続きを行ってください。



(STEP3) 在留カードの写しを大学に提出する

留学生は全員、在留カードの写しの提出が必要です。

外国人留学生は、所属機関である大学に在留資格情報を届け出るよう、出入国在留管理庁が求めています。

<大学への在留カード提出方法>

- ・提出方法：以下のページから在留カードの写真（**表・裏両方とも**）を添付して提出してください。
- ・提出期間：RAINBOW ID を学部事務室・研究科事務室から受領した後すぐ
※入学後すぐだけでなく、在留資格を更新した後や住所を変更した場合も以下のページから提出してください。

URL : <https://global.support.ritsumeai.ac.jp/hc/ja>

※「各種相談・問合せ・提出はこちら（学内者専用）」にアクセスしてください



在留資格については、別途立命館大学ホームページ「[新入留学生オリエンテーション](#)」の「2. 在留資格について」掲載されておりますので、必ず確認してください。

以上